

保育サービスの維持と向上を目指して 町立保育所の民営化

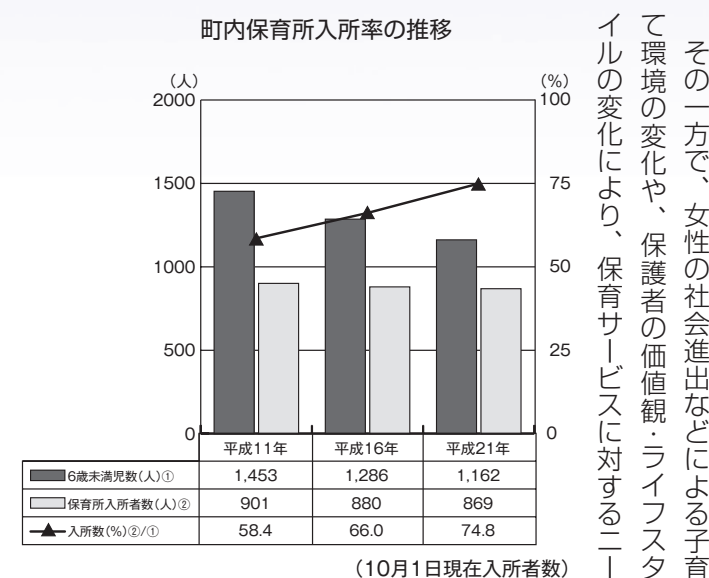
町では、保育サービスの維持向上と行政経費の節減を図るため、町立保育所の管理運営業務を、民間保育園を運営している法人に移し、民営化することとしました。

現在、陶の谷保育所、城崎南保育所、織田保育所の3つの町立保育所で平成22年4月1日からの民営化を目指し、その準備が進められています。

保育所をとりまく社会状況

本町には、現在9か所の町立保育所と5か所の私立保育園の計14か所の保育所（園）があり、子どもたちが元気に通所（園）しています。しかし、今後の保育所の運営には、課題も多くあります。

全国的に人口減少社会を迎えつつある今日、町内においても過疎化や少子化が一段と進み、いくつかの保育所では入所人員が定員を大きく下回っているのが現状です。また、三位一体改革により、（※）町立保育所の運営費が一般財源となり、実質的な補助金の減額になるなど、近年、保育所を取り巻く環境は、厳しさを増しています。



ズの増大と多様化が進み、延長保育や一時預かり、低年齢児保育、障がい児保育、病児デイケアなど、特別保育に対する需要はますます大きくなっています。

こうした保育ニーズの高まりから、それぞれの保育所では、保育士の必要数は増えてきているのが現状です。しかし、町では町職員数の削減計画を進めていることから、新たに正規の保育士を補充することは非常に難しくなっており、子どもの数が減少している現状も踏まえると、保育所の統廃合も含めた民営化がどうしても必要になってきています。

なぜ、民営化なのか

また、私立保育園と町立保育所との保育内容に全く違いがない中で、町立保育所は私立保育園に比べ、同じ保育を行う場合にコスト高になっているという現状もあります。

このようなことから、町では、地域の実情や保育士の退職動向を踏まえながら、段階的な民営化を進め、限られた人員と財源の中で、保育サービスの充実を目指すこととしています。

越前町行政職員削減目標			
区分	現状(H17)	目標(H27)	最終目標 (同規模自治体並みの職員数)
行政職員数 (病院分を除いた職員数)	329人	274人 (-55人)	249人 (-80人)

（第1次越前町総合振興計画より）

3 保育所については指定管理者制度の導入を選択

町立保育所を運営する選択肢には、公設公営（直営）、公設民営（指定管理者制度など）、民設民営（完全民営化）の3つがあります。今回の陶の谷、城崎南、織田保育所の3町立保育所は施設が新しいことや入所者の数などを勘案し、指定管理者制度による公設民営方式を選択しました。

この方式は、民営化しても保育所の管理責任はあくまで町にあるため、現在と同様な環境を維持することができます。

民間活力の導入について

民営化のもう一つの方法として、町立保育所を民間法人に移譲し完全民営化にする方式があります。

この方式は、通常保育や延長保育などの特別保育にも国庫補助制度が適用され、町財政にとっては公設民営よりも大きな効果が得られます。また、民間保育園の特性である柔軟性、迅速性を生かした対応が発揮されやすいともいわれています。

しかし、保育所を移譲してしまうと運営について町の関与が制約されることから、保育内容などに町の方針が反映されにくくなるという点もあります。

いずれにしても、本町では、私立保育園が町全体の保育の約45パーセント（平成21年10月現在）を担っており、町民の多くの人が、その保育内容や実績を高く評価しています。このようなことから、今後の保育サービスの維持向上を目指すためには、民間事

町立保育所民営化Q&A

業者の能力を大いに活用することが、今後ますます重要になっていきます。

また、民間活力の導入により、節減できる財源と人材を活用し、多様な保育ニーズに弾力的に対応しながら、子育て支援事業の拡充を図っていくことが大切であると考えています。

Q1 入所の決定はどがするの？

A1 これまでどおり、町立保育所も私立保育所も町で入所の決定をします。

Q2 保育料はどうなるの？

A2 保育料は変わりません。町立も私立も、町内の保育所（園）は、町の保育料徴収基準額表によって、町で保育料を決定し、町に収めていただきます。

特別な保育を取り入れるために、保護者の負担を求める場合は、必ず保護者の同意を得るようになります。制服などの費用についても、委託先の選定条件として、町立保育所の制服や体操服をそのまま継続して利用することとしていますので、この点については、経済的負担が増加する心配はありません。

Q3 町立と私立では保育内容が違つのではないですか？

A3 保育内容は、町立も私立も、国が定めた「保育所保育指針」に基づき保育内容の向上に努めていますので、違いはありません。

民営化した場合、保育内容や行事、地域活動などについては、基本的に引き継ぎます。

Q4 保育士が替わってしまうことで、子どもたちは不

安じゃないの？

A4 引継ぎ期間で、現在の保育士と委託先の保育士と一緒に保育に当たることを予定しているほか、保育内容や行事も急激な変化を避けるなどして、子どもの負担にならないよう進めます。

Q5 コスト削減のために民営化するの？

A5 民営化の目的は、財源や人員が限られている中で、保育サービスを充実させるだけでなく、在宅で子育てされている人など、全ての家庭を対象にした子育て支援の取り組みをするための財源を生み出すことです。保護者や将来を担う子どもたちへの経済的負担をできるだけ減らすことも大切であると考えており、単なるコスト削減ではないことをご理解いただくようお願いいたします。

※保育所運営費の一般財源化

一般財源とは、使いみちを指定されず、町の裁量でどのような経費にも使用することができる財源です。町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがこれにあたります。

従来、公立保育所の運営費は特定財源（国庫補助負担金）でしたが、三位一体の改革で地方交付税に算入して交付されるようになりました。このことにより、地方自治体は公立保育所運営にかかる経費を一般財源の中から確保することになりましたが、実質的には補助金の減額となり、町財政の負担が増しているのが現状です。

なお、民間保育園については、一般財源化はされておらず、従来どおり国庫補助制度の適用を受けています。

■保育所についての問合せ先

子育て支援課 ☎ 34-8725

■指定管理者制度についての問合せ先

行政改革推進室 ☎ 34-8721